



安定的な農業経営を継続できる攻めの農業実現を目指して

経営所得安定対策に 取り組もう!

富山市農業再生協議会

令和6年

水田活用の直接支払交付金概念図(案)

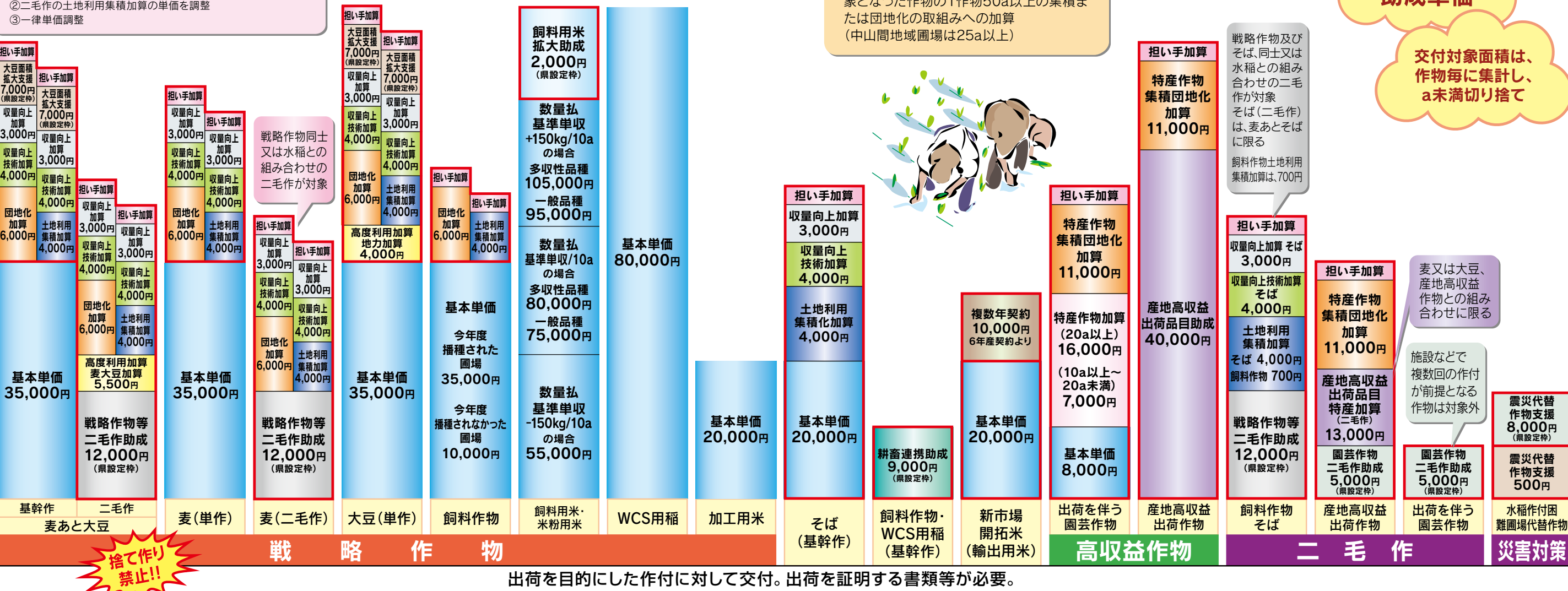
富山市農業再生協議会

予定単価: 85.5千円 81.5千円 48千円 46千円 25千円 23千円 59千円 57千円 41千円 39千円 82千円 80千円 20千円 31千円 9千円 30千円 35千円 51千円 23千円 29千円 5千円 8.5千円

赤い囲みは産地交付金

配分枠の範囲内で単価が減額になる場合もあります。

- その場合、以下の順で単価調整を行います。
- ①担い手加算の単価を調整
 - ②二毛作の土地利用集積加算の単価を調整
 - ③一律単価調整



※(注) 各使途の単価は、予定単価を記載

※国との協議中であり、決定は6月頃になる予定です。

土地利用集積加算	戦略作物、そばの作物3ha以上の取組みに対して交付(中山間地域圃場は、1.5ha以上) ただし、担い手リスト掲載者に限る。※今後集積面積を5ha以上へ引き上げる予定です。
団地化加算	戦略作物の作物2ha以上の取組みに対して交付(中山間地域圃場は、1.0ha以上) ただし、担い手リスト掲載者に限る。
二毛作助成	「戦略作物、そば、なたねの基幹作」+「戦略作物、そば、なたねの二毛作」の取組みに対して交付 (麦+大豆、麦+そば、麦+飼料用米、飼料作物+飼料作物、飼料作物+WCSなど。ただし、そばは麦あとそばに限る。)
高度利用加算	麦、大豆の団地化加算、または、土地利用集積加算対象者で、 ①麦大豆加算：麦+大豆の二毛作の取組みに対して交付 ②地力加算：緑肥あと大豆、または、堆肥施用あと大豆に交付
収量向上技術加算	大豆、麦、そばの団地化加算、または、土地利用集積加算対象者で、高品質を目指す技術導入の取組みに対して交付(下記項目を全て満たすこと) ①農業共済または収入保険への加入(麦・大豆・そば) ②耕起、整地、播種、培土などの一連作業実施 ③種子消毒(塗沫処理)の実施(麦・大豆の場合) ④額縁排水対策の実施 ⑤適期播種に努めること(大豆播種終期 6月末 大麦播種終期 10月末 そば播種終期 9月上旬) ⑥目標単収以上となった作物に対して交付(目標単収：大豆108kg、大麦225kg、そば35kg) ※目標単収に満たない場合は交付対象外 農作物検査を受ける必要があります。
収量向上加算	大豆、麦、そばの団地化加算、または、土地利用集積加算対象者で、高品質を目指す技術導入に取組み、収量向上技術加算を受けたものに対して交付 ①目標単収以上となった作物に対して交付(目標単収：大豆250kg、大麦350kg、そば60kg)
耕畜連携助成	富山市内の畜産農家との利用供給協定に基づく下記の取組みに対して交付 ①飼料作物の作付水田における牛の放牧(水田放牧)、②飼料生産水田に10a当り2トン以上の家畜ふん由来の堆肥の散布(資源循環)
担い手加算	担い手リスト掲載者の、戦略作物、そば、なたねの土地利用集積、団地化や、特産作物の集積団地化の取組みに対して交付

◎特産作物加算に該当する特産作物は下記のとおり

●市内全域に定める作物

軟弱野菜、白ねぎ、大かぶ、えごま、切花、啓翁桜、えだまめ、薬用作物、青ねぎ

●地域別に定める作物

富山市農協地域	なのはな農協地域	あおば農協地域
トマト スイートコーン なす	トマト なす きゅうり だいこん	らっきょう にら なす トマト しょうが みょうが すいか だいこん リンゴ・イチジク モモ

※出荷果樹は、新植から4年間のみ交付対象となります。

産地高収益出荷作物とは

にんじん、たまねぎ、ばれいしょ、小かぶ、さといも
キャベツ(加工用に限る)、トマト(加工用に限る)
(契約栽培に限る)

- 注1. 出荷を伴う園芸作物(特産作物を含む)は、第三者の出荷証明が必要になります。
注2. 庭先販売の直売は、第三者の出荷証明が得られないので、対象となりません
注3. 園芸作物は、野菜、果樹、花き・花木、ハトムギ、エゴマ、薬用作物とします。

注意事項

I 水田活用の直接支払交付金と産地交付金

1. 交付対象者

捨てづくり防止の要件（需要者と出荷販売契約を取り交わすこと等）を満たし、交付対象作物を耕作する[販売農家、集落営農]が対象となります。別途指定される営農計画書を提出してください。また、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

2. 対象作物

麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、出荷作物、薬用作物です。

※新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲、新市場開拓用米（輸出用米））については北陸農政局富山県拠点に7月1日までに「新規需要米取組計画書」を提出し認定を受けてください。

※対象作物において作業時の写真を求めるものがあります。

3. 単価調整

産地交付金の配分額により単価の調整を行う場合があります。

4. 作物・捨て作り防止の要件の確認

作物名	確認資料
麦・大豆・飼料用米・米粉用米 新市場開拓用米(輸出用米)	出荷販売契約、出荷を証明する書類の写し
飼料作物	畜産農家との利用供給協定及び自家利用計画、作業日誌、自家利用実績報告書の提出
WCS用稲	
そば・なたね・出荷野菜・花き・果樹	出荷を証明する書類の写し、果樹は苗木購入伝票の写し
薬用作物	薬用業者との契約書の写し 市の指定する作物に限る（オタネニンジン、チモ、トウキ、シャクヤク、ハトムギ、イトヒメハギ、カハットエース）

※ 通常の管理等を行っていることは、出荷伝票、作業日誌により確認します。

※ 収穫されない作物については、水田活用直接支払交付金の返還を求められます。

※ 水田活用直接支払交付金の対象作物については、出荷・販売等実績報告書兼誓約書を提出してください。

※ 対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しを提出してください。

※ 地域の基準単収を大きく下回り、近隣の圃場に比べ著しく収量が低い場合、理由書（証拠書類含む）を提出していただきます。その内容が、自然災害等による収量低下の合理的な理由が認められない場合は、交付金を交付しません。（交付済みの場合は返還となります。）

※ 管理等適期を大幅に過ぎる等収量の低下につながる要因がある場合は交付金の対象外とすることがあります。

5. 高度利用加算

緑肥あとの大豆または堆肥施用の大豆に交付（営農計画書に明記してください）

種類	10a当たりの施用量	確認資料
牛ふん・豚ふん	1～2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
籾殻堆肥	1～2トン	作業日誌と購入（荷受または納品）伝票の写し
緑肥あと大豆		作業日誌と種子の購入伝票の写し

6. 高度利用加算（二毛作助成）

麦・大豆の二毛作に耕作されているほ場に交付（営農計画書に明記してください）

7. 土地利用集積加算

法人格を有しない組織は、規約、構成員名簿、受委託契約書の写しを提出してください。

なお、作物の出荷代金や交付金も組織で受領してください。（経理の一元化）

全作業受託は、受委託契約書を提出してください。

8. 団地化加算

団地の地図（地名地番を確認できるもの）を提出してください。

9. 収量向上技術加算

団地化加算、又は土地利用集積加算対象農地で大豆、大麦、そばの高品質を目指す技術を実施されているほ場に交付する。（営農計画書に明記してください）

※下記①～⑥すべて満たすこと 農作物の検査を受ける必要があります

①農業共済（大麦、大豆、そば）に加入または収入保険に加入

②耕起、整地、播種、培土等、一連作業の実施（現地確認、栽培記録管理簿で確認）

③種子消毒（塗沫処理）の実施（薬剤の購入伝票の写しの提出を求めます）

④額縁排水対策の実施（設置状況を写真で提出）

⑤適期播種に努めること（大豆播種終期6月末、大麦播種終期10月末、そば播種終期9月上旬）

⑥目標単収以上となった作物に対して交付（目標単収に満たない場合は交付対象外）

大豆目標単収 108kg ・ 大麦目標単収 225kg ・ そば目標単収 35kg

10. 収量向上加算

大豆、大麦、そばの団地化加算、又は土地利用集積加算対象農地で、高品質を目指す技術の導入の取組みに対して交付する。

収量向上技術加算の条件が全部満たされた上に下記の要件を満たした場合に交付する。

①目標単収以上となった作物に対して交付

大豆目標単収 250kg ・ 大麦目標単収 350kg ・ そば目標単収 60kg

11. 耕畜連携助成

①資源循環（飼料生産水田への堆肥散布）事業取組計画書及び交付申請書を提出する
富山市内の畜産農家との利用供給協定（3年以上）であること
飼料生産された水田より飼料供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥に限る 10aあたり2トン以上を散布する
散布実績の確認 散布報告書の提出、散布状況等の写真を添付

②水田放牧（水田における牛の放牧）

利用供給協定、作業日誌、放牧状況の写真等を添付

提出資料の原本は6年間保存し、北陸農政局富山県拠点から求めがあったら提出をお願いいたします。

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- 現況において非農地に転用された土地
- 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの

①たん水設備(畦畔等)を有しない農地

②用水供給設備(用水路等)を有しない農地

〔令和3年12月に決定した方針〕

5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」
（令和3年12月22日 （参）農林水産委員会において金子大臣答弁）

5年水張りルールの具体化

5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕
・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
・水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

● ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。

①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
②基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。

● 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
● ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

①湛水管理を1か月以上行う

②連作障害による収量低下が発生していない

※5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

県単独事業・市単独事業について(令和6年度)

1. 県単独事業 交付先: 農業者、営農組織 等

とやま型水田フル活用促進事業

① 園芸作物等産地収益力強化事業

事業内容	助成単価(10a)	摘 要
地域特性を活かした園芸作物の産地拡大・収益力向上に向け、水田園芸拡大品目等の単収向上や作付拡大の取組を支援する。	10,000円以内	【対象作物】 ①水田園芸拡大品目 たまねぎ、きゃべつ、にんじん、さといも、ばれいしょ 【交付要件】 単収向上に向けた技術導入に取り組むこと。 【交付対象】 ①技術導入の取組面積 ②技術導入の取組面積かつ前年からの作付け拡大面積 【交付先】 農業者・営農組織

2. 市単独事業

地域農産物生産支援事業

事業名	事業内容
I. 生産組合活動支援事業	米の生産目標を周知・提示する生産組合を対象に、活動にかかる経費と団地化や土地利用集積への取り組みに対して助成。 助成単価:(4,000円+構成員×400円+団地・土地利用集積取組数×1,000円)
II. 担い手拡大事業	団地化や土地利用集積の取り組みに対して助成。 対象作物: 麦、大豆、そば 面積要件: 団地化2ha以上、土地利用集積3ha以上 助成単価: 1,800円以内/10a
III. 特産品生産推進事業	出荷組合を通じて出荷される特産品について、栽培面積に応じて組織へ助成。 助成単価: 3,000円以内/10a
IV. 新規需要米等 水田フル活用支援事業	水田を活用し転作として作付けできる備蓄米・新市場開拓用米(輸出用米)の生産拡大を支援し、農家の経営安定と不作付地を抑制するもの。 助成単価: 2,000円以内/10a

※助成単価に「円以内」と記載があるものについては予算の範囲内で単価が減額になる場合もあります。

お問い合わせ先

(R6.4.1 現在)

機 関	機 関 名	担 当 窓 口	連 絡 先
国	北陸農政局 富山県拠点	経営所得安定対策担当	076-441-9307
県	富山県農業再生協議会	富山県農業協同組合中央会農業対策課	076-445-2022
富山市	農 林 水 産 部	農 業 水 産 課	076-443-2083
	農林水産部農林事務所	農 業 振 興 課	076-468-2449
農 協	あおば農業協同組合	営 農 指 導 課	076-454-3170
	富山市農業協同組合	営 農 販 売 課	076-428-1199
	なのはな農業協同組合	営 農 部	076-438-2213
富山市	農業再生協議会	事 務 局	076-429-2555